

5. 都道府県・政令指定都市における  
男女共同参画推進条例・苦情処理等の取組及び取組予定の状況  
(平成14年3月25日現在)

1. 男女共同参画推進条例が制定されている都道府県・政令指定都市の取組及び取組予定の状況

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
北海道	<p>・男女平等参画推進条例 男女平等参画苦情処理委員 (設置) 第 19 条 ～北海道男女平等参画苦情処理委員を置くものとする。</p> <p>・北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱</p>	<p>・男女平等参画に係る道の施策についての苦情 ・男女平等参画を阻害すると認められるもの(性別を理由とするあらゆる差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力など)(以上条例第 19 条)</p>	<p>道男女平等参画苦情処理委員 (男女それぞれ 1 名を知事が任命)</p>	<p>① 男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出(性別を理由とするあらゆる差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力など)があったときは、申し出たものに対し、<u>助言を行うことができる。</u>(条例第 20 条及び 21 条)</p> <p>② 苦情処理委員は、条例第 20 条の規定による申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情の場合において、<u>関係する道の機関に対し、当該申し出に関する必要な説明及び調査について、協力を求めることができる。</u> (運営要綱第 8 条)</p> <p>③ 申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、<u>関係する道の機関に対し、意見を述べる</u>ことができる。(条例第 21 条)</p> <p>④ 苦情処理委員は、条例 21 条 2 項に規定する意見を述べたときは、<u>関係する道の機関に対し、その後の措置状況の説明について、協力を求める</u>ことができる。(運営要綱第 8 条) 毎年、その活動状況に関する報告を知事に提出するものとする。(運営要綱第 10 条)</p>	<p>別に、道苦情審査委員を設置(道の機関の業務の執行に関する苦情(具体的に権利侵害があるものを対象))</p>

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
	<p>・男女平等参画推進条例 (道民等からの申出) 第 18 条 ～知事に申し 出ることができる。 第 2 項 ～適切かつ迅速 な措置を講ずるものとする。</p>	<p>・男女平等参画を阻害する と認められるもの(性別を 理由とするあらゆる差別的 な取扱い、セクシュアル・ハ ラスメント、女性に対する暴 力等) ・男女平等参画に必要と認 められるもの(道の施策に 対する要望等)(以上条例 第 18 条)</p>	本庁男女平等参 画推進室	<p>① 適切な専門の相談・苦情処理機関を紹介する。 ② 関係部、関係機関に照会、連絡、又は要請を行 い、必要があれば申出人に回答又は通知する。</p>	<p>別に、北海道 立女性プラザ (財)北海道女 性協会が管理 運営)による人 生相談、法律 相談</p>
			支庁地域政策部 環境生活課	<p>① 適切な専門の相談・苦情処理機関を紹介する。 ② 申出を環境生活部に報告する。</p>	
青森県	<p>男女共同参画推進条例 (苦情等の処理) 第 11 条 ～必要な措置 を講ずるものとする。</p>	<p>県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策及 び男女共同参画の推進に 影響を及ぼすと認められる 施策についての苦情(条例 第 11 条)</p>	<p>県男女共同参画 課が窓口となり、 関係部署、関係 機関と連携する。</p>		
	<p>男女共同参画推進条例 (性別による権利侵害の 防止等) 第 12 条 ～必要な支援 措置を講ずるよう努める ものとする。</p>	<p>セクシュアル・ハラスメン ト、夫婦・男女間の暴力等 による被害(条例第 12 条)</p>	<p>県男女共同参画 センター相談室</p>	<p>① 一般相談 ② 専門相談(法律、健康)</p>	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
宮城県	男女共同参画推進条例 (相談及び苦情処理) 第 17 条第 3 項 ～相談 及び～苦情を処理する ため、男女共同参画相 談員を置く。	・性別による差別的取扱い その他の男女共同参画の 推進を阻害する要因による 人権侵害 ・県が実施する男女共同参 画に関する施策又は男女 共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策に 関する苦情 (以上条例第 17 条)	男女共同参画相 談員 (男女共同 参画相談室に 2 名 (非常勤職員) を知事の委嘱に よって配置)	① 相談及び苦情に応ずる。 ② 必要な調査、指導及び助言を行う。 ② 必要に応じて、関係行政機関と連携するものとす る。 (以上条例第 17 条)	別にオンブズ マン制度が設 置されている。 男女共同参画 相談室もその 窓口となり、必 要に応じオンブ ズマン制度に つなげる。
秋田県	男女共同参画推進条例 第 19 条 ～秋田県男女 共同参画審議会を置く。 第 18 条第 2 項 ～必要 があると認めるときは、 次条に規定する秋田県 男女共同参画審議会に 諮問するものとする。	男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策についての苦情(条例第 18 条)	県男女共同参画 課が窓口となり 知事が審議会に 諮問する。	県男女共同参画課が申出を受ける。 県男女共同参画審議会は、第 18 条第 2 項の規定によ る諮問に応じて調査審議を行う。(条例第 19 条)	・条例は平成 14 年 4 月 1 日 施行。 ・この他、男女 共同参画セン ター(一般相 談、法律相談)
	第 17 条第 3 項 ～男女 共同参画苦情調整員を 置く。	配偶者間その他の男女間 において暴力行為又は精 神的に著しい苦痛を与える 行為、性的嫌がらせその 他の男女共同参画の推進 を阻害する行為による被害 についての相談(条例第 17 条第 1 項)	男女共同参画苦 情調整員(3 名以 内を知事が委 嘱)	第 17 条第 1 項に規定する申出の関係者に対し、その 協力を得た上で調査、指導及び助言を行う。(条例第 17 条第 4 項)	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
福島県	男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例 第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理 (施策に関する申出等) 第24条第2項 ~男女共同参画推進員を置く。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見の申出(第24条)	県男女共同参画推進員(2名を知事が任命)	① 申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行う。 ② 必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べる。(以上条例第24条)	・条例は平成14年4月1日施行。ただし、第4章の規定は同年7月1日施行。 ・他に、各種相談については、男女共生センターにおいて対応
茨城県	男女共同参画推進条例(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備) 第14条 ~必要な体制を整備するものとする。	男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見(条例第14条)	・第三者委員による委員会を設置 ・職員を相談員に指名し配置	① 相談に応じ、関係相談機関と連携を図り、当該関係者に対し助言等を行う。 ② 苦情その他の意見の申出に応じ、関係相談機関と連携を図り、事実関係の確認や必要な調査、原因者との協議等を行い、当該関係者に対し助言等を行うほか、必要に応じて改善方策等に関する意見を知事に述べるものとする。	・要綱を平成14年4月1日施行予定

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
埼玉県	<p>・男女共同参画推進条例(苦情の処理) 第 13 条 ～申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。</p> <p>・埼玉県男女共同参画推進条例施行規則(苦情処理委員) 第 1 条 ～条例 13 条第 1 項の機関として、男女共同参画苦情処理委員を置く。</p>	<p>・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情</p> <p>・男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案(以上条例第 13 条)</p>	男女共同参画苦情処理委員(委員は 3 名以内とし、知事が委嘱)	<p>① 第 13 条第 1 項の規定に基づき苦情に対して、必要に応じて、当該施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。(条例第 13 条)</p> <p>② 条例第 13 条第 2 項の規定に基づき人権を侵害された申出に対し、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。(条例第 13 条)</p> <p>③ 毎年度 1 回報告書を作成する。(施行規則第 11 条)</p>	
東京都	男女平等参画基本条例(都民等の申出) 第 7 条第 2 項 ～適切に対応するものとする。	男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められること(条例第 7 条)	都生活文化局総務部男女平等参画室 東京ウィメンズプラザ他	<p>① 一般相談</p> <p>② 専門相談(法律、暴力、男性相談)他</p>	
神奈川県	男女共同参画推進条例(施策又は事業についての提案等の申出) 第 14 条第 2 項 ～特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等(条例第 14 条)	県民部人権男女共同参画課		男女共同参画に係る人権侵害に関する相談は、既存の相談機関において対応。

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
新潟県	男女平等社会の形成の推進に関する条例 (施策に関する苦情の申出) 第 23 条第 2 項 ~必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。	県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第 23 条)			条例は平成 14 年 4 月 1 日施行。ただし、条例第 22 条、第 23 条の規定は平成 14 年 8 月 1 日施行
	(相談の申出) 第 22 条第 2 項 ~必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。 第 3 項 ~男女平等推進相談員を置くものとする。 第 4 項 ~特に必要があると認めるとについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。	性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談(条例第 22 条)	男女平等推進相談員		
富山県	男女共同参画推進条例 (県民及び事業者の申出) 第 17 条 ~適切な処理に努めるものとする。 第 17 条第 2 項 ~男女の人権の侵害に関し~適切な処理を行うものとする。	・県が実施する男女共同参画推進施策についての申出 ・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害(以上条例第 17 条)	県民共生センター(女性青少年課が管理運営)	① 一般相談(苦情を含む) ② 専門相談(法律、健康)	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
石川県	男女共同参画推進条例 (苦情の処理等) 第 13 条 ～適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。	・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情 ・男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害事案(以上条例第13条)	県男女共同参画苦情処理委員(3名を知事が任命)	① 必要に応じて、施策を行う県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。(条例第 13 条) ② 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。(条例第 13 条)	・条例は平成14年4月1日施行 ・その他、石川県女性センター他(一般相談、特別相談法律、医療、カウンセリング等)
山梨県	男女共同参画推進条例 (苦情の処理及び相談への対応) 第 15 条 ～必要な措置を講ずるものとする。 第 3 項 ～必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(第 15 条)	既存の各種相談窓口		・条例は公布の日から施行。 ・県行政全般に対する苦情処理を取り扱う行政苦情審査員で、男女共同参画に係る施策への苦情処理を取り扱っている。
	第 15 条第 2 項 ～関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての相談(第 15 条)	県総合女性センター	一般相談	



都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
静岡県	男女共同参画推進条例 (苦情又は相談の申出の処理) 第 11 条 ～適切な処理を行うものとする。 第 2 項 ～前項の申出を処理する職員を置くものとする。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情又は相談(条例第 11 条)	職員(男女共同参画室に部長が職員のうちから指名する者を配置)	① 苦情・相談に応じる。 ② 国や市町村等の関係機関と協力しながら、調査、助言及び指導を行う。 ③ 関係室とも協議する。	
		性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する苦情又は相談(条例第 11 条)	職員(女性総合センターに部長が職員のうちから指名する者を配置)		
愛知県	男女共同参画推進条例 (県が実施する施策に対する申出) 第 16 条第 2 項 ～審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。 第 19 条 ～愛知県男女共同参画審議会を置く。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見(条例第 16 条)	県の関係機関及び県男女共同参画審議会	県の関係機関は申出を受け、適切に処理する。 県男女共同参画審議会は、報告のあった事項について調査審議する。(条例第 19 条第 2 項) (知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見の申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。条例第 16 条第 2 項)	・条例は平成 14 年 4 月 1 日施行。ただし、第 17 条及び第 18 条の規定は同年 10 月 1 日施行。 ・他に、女性総合センター(一般相談、専門相談)
	(愛知県男女共同参画相談委員) 第 18 条 ～愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。	男女共同参画を阻害する事項に係る相談(条例第 17 条)	県男女共同参画相談委員(3 名を知事が任命)	① 県民からの私人間の事案についての相談を受け ② 関係者等から事情聴取を行う。 ③ 必要に応じて、助言を行う。	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
三重県	男女共同参画推進条例 (基本計画の策定) 第8条第3項～施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。 三、男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項	男女共同参画に関する相談及び苦情(条例第8条)	苦情については、担当部局及び県民の声相談室(相談苦情処理体制については検討中)		
			相談については、県男女共同参画センター等	① 一般相談 ② 専門相談(法律、健康、男性のための相談)	
滋賀県	男女共同参画推進条例 (苦情の処理) 第13条～適切な処理を行うものとする。 第2項～必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。	県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第13条)	男女共同参画課を窓口として既存の体制で対応。		条例は平成14年4月1日施行
	(相談の処理) 第14条～適切な処理を行うものとする。 第2項～男女共同参画相談員を置くものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する相談(条例第14条)	男女共同参画相談員を女性センターに配置	① 相談に応じる。 ② 必要な調査および助言を行う。 ③ 関係行政機関への通知その他の申出の処理のために必要な措置を講じる。(条例第14条)	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
大阪府	男女共同参画推進条例 (苦情等への対応) 第 12 条 ～適切かつ迅速に対応するものとする。	男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第 12 条)	男女共同参画施策苦情処理委員 (仮称)	検討中	条例は平成 14 年 4 月 1 日施行
		男女共同参画に係る人権侵害に関する相談(条例第 12 条)	府立女性総合センター、各種相談窓口	一般相談、専門相談	
奈良県	男女共同参画推進条例 (苦情及び相談の処理) 第 15 条 ～苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第 15 条)	既存の各種相談窓口及び苦情担当部局		
	男女共同参画推進条例 (苦情及び相談の処理) 第 15 条第 2 項 ～人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談(条例第 15 条)	女性センター 婦人相談所	① 一般相談 ② 法律相談(女性センター)	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
和歌山県	男女共同参画推進条例 (苦情への対応) 第 22 条 ～適切な対応 に努めるものとする。 第 2 項 ～特に必要があ ると認めるときは、和歌 山県男女共同参画審議 会の意見を聴くものとし る。	県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策又 は男女共同参画の推進に 影響を及ぼすと認められ る 施策についての苦情	環境生活部共生 推進局男女共生 社会推進課		・条例は平成 14 年 4 月 1 日 施行
	(相談への対応等) 第 20 条 ～適切に対応 するため、相談員の設置 等相談体制の充実に努 めるものとする。	性別による差別的取扱い その他の男女共同参画を 阻害する行為	県男女共同参画 相談員を男女共 生社会推進セン ターに配置	① 相談に応じる。 ② <u>必要な調査及び助言を行う。</u> ③ 関係機関への通知等、相談に対応するために必 要な措置を講じる。	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
鳥取県	<p>男女共同参画推進条例 (設置) 第 23 条 ~男女共同参画推進員を設置する。</p>	<p>・県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情 (条例第 19 条) ・男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることに関する申出に対して行った県の通知に対する不服(条例第 19 条)</p>	<p>県男女共同参画推進員(4 名を知事が議会の同意を得て任命)</p>	<p>① 苦情及び不服について審査する。(条例第 24 条) ② 関係する県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。(条例第 28 条) ③ 申出をした者及び関係する県の機関に、審査結果を通知しなければならない。(条例第 29 条) ④ 関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができる。(条例第 30 条) ⑤ 関係する県の機関に対し、措置状況の報告を求めることができる。(条例第 31 条)</p>	
	<p>男女共同参画推進条例 (推進体制の整備) 第 11 条 鳥取県男女共同参画センターを設置するほか、~必要な体制を整備しなければならない。 第 2 項 第 18 条第 1 項の規定による申出を受けるため、鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。</p>	<p>男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められること(条例第 18 条)</p>	<p>相談員(6名(非常勤職員)を知事が任命)</p>	<p>① 主に、女性の相談(生き方、健康、就職など)に応じる。 ② 申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。(条例第 18 条第 2 項)</p>	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
島根県	男女共同参画推進条例 (苦情の処理等) 第 20 条 ～適切に処理 するよう努めるものとする。 第 2 項 ～処理に当たっ ては、島根県男女共同 参画審議会の意見を聴く ものとする。	県が実施する施策に関す る、男女共同参画につい ての苦情の申出(条例第 20 条)	県環境生活部県 民課男女共同参 画室が窓口とな り、関係部署、関 係機関と連携す る。		条例は平成 14 年 4 月 1 日施 行。ただし、条 例第 20 条第 1 項及び第 2 項 は、平成 14 年 6 月 1 日施行。
	第 3 項 ～関係機関と連 携して適切に処理するよ う努めるものとする。	性別による差別的取扱い その他の男女共同参画を 阻害する行為についての 相談(条例第 20 条)	県女性相談セン ター	① 一般相談 ② 専門相談(法律、カウンセリング)	県女性相談セ ンターが中心と なり、国、県、 市町村の関係 機関等と連携

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
岡山県	男女共同参画の促進に関する条例 (苦情の処理) 第 17 条 ~適切な処理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第 2 項 ~特に必要があると認めるものについては、岡山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。	県が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第 17 条)	県生活環境部男女共同参画課		
	男女共同参画の促進に関する条例 (相談への対応) 第 18 条 ~適切に対応するよう努めるものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を妨げる行為についての相談(条例第 18 条)	県男女共同参画推進センター(生活環境部男女共同参画課が運営)、県女性相談所	① 一般相談 ② 専門相談(法律、健康)	
広島県	男女共同参画推進条例 (苦情又は相談の申出の処理) 第 10 条 ~必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。	男女共同参画に関する苦情(条例第 10 条)	県男女共同参画推進室が窓口となり、関係機関と連携する。		条例は平成 14 年 4 月 1 日施行
		男女共同参画に関する相談(条例第 10 条)	女性センターほか、既存の関係機関で連携をとり対応する。		

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
山口県	男女共同参画推進条例 (苦情の申出の処理) 第 18 条～適切な処理に努めるものとする。 第 2 項 ～特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。	県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情(条例第 18 条)	県民相談室	① 苦情に応じる(県民相談室が窓口となり関係各課との調整を行う)。	
	男女共同参画推進条例 (相談の申出の処理) 第 19 条 ～適切な処理に努めるものとする。 第 2 項～職員(以下「男女共同参画相談員」という。)を置くものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害(条例第 19 条)	男女共同参画相談員(男女共同参画相談センター(婦人相談所を再編整備)内に 5 名(非常勤)を知事の任命により配置)	① 相談に応ずること(一般相談、専門相談(法律、医療、カウンセリング)。 ② 必要な調査、指導及び助言をすること。 ③ 関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。(以上条例第 19 条)	
徳島県	男女共同参画推進条例 (施策に関する申出の処理) 第 17 条 ～適切な処理に努めるものとする。 第 2 項 ～特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進の影響を及ぼすと認められる施策についての申出(条例第 17 条)	県男女共同参画推進チームが窓口となり関係部署、関係機関と連携する。	施策に関する申出の処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。(条例第 17 条第 3 項)	条例は平成 14 年 4 月 1 日施行
	(相談の申出の処理) 第 18 条 ～関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害についての相談(条例第 18 条)	県男女共同参画プラザ	一般相談、専門相談	



都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
香川県	男女共同参画推進条例 (相談及び苦情の処理) 第 18 条第 2 項 ~必要な措置を講ずるものとする。 第 3 項 前項の場合においては、知事は香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情(条例第 18 条 2 項)	青少年・男女共同参画課	申出を受け付ける。	・条例は平成 14 年 4 月 1 日 施行 ・他に、香川県子ども女性相談センター(一般相談)
	第 18 条 ~必要な措置を講ずるものとする。	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談(条例第 18 条)	男女共同参画相談室(平成 14 年 5 月開設予定)に、相談員(2 名)を配置	相談に応じる。(一般相談,特別相談)	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
愛媛県	<p>男女共同参画推進条例 第4章 苦情等の処理 (愛媛県男女共同参画推進委員) 第24条 ～愛媛県男女共同参画推進委員を置く。</p>	<p>県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第25条第1項第1号)</p> <p>性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害(条例第25条第1項第2号)</p>	<p>県男女共同参画推進委員(3人以上を知事が委嘱する)</p>	<p>① <u>必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行う。(条例第25条第2項第1号)</u></p> <p>② <u>事務の処理の状況及び報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。(条例第25条第5項)</u></p> <p>① <u>必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行う。(条例第25条第2項第2号)</u></p> <p>② <u>当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。(条例第25条第4項)</u></p> <p>③ <u>事務の処理の状況及び報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。(条例第25条第5項)</u></p>	<p>条例は平成14年4月1日施行。ただし、第4章の規定は同年10月1日施行。</p>

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
福岡県	<p>男女共同参画推進条例 (苦情の申出) 第 17 条 ～適切に処理 するよう努めるものとする。 第 2 項 ～必要と認め るときは、福岡県男女共同 参画審議会の意見を聴く ものとする。</p> <p>男女共同参画推進条例 (相談) 第 18 条 ～関係機関と 連携して、当該相談を適 切に処理するよう努める ものとする。</p>	<p>県が実施する施策につい ての県民又は事業者から の男女共同参画に係る苦 情(条例第 17 条)</p> <p>性別による差別的取扱い その他の男女共同参画を 阻害する行為についての 相談(条例第 18 条)</p>	<p>県生活労働部男 女共同参画推進 課</p> <p>県女性総合セン ター、県女性相 談所等既存の体 制で対応</p>	<p>県女性総合センター ①総合相談 ②専門相談(法律、健康、労働、女性に対する暴力)</p>	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
佐賀県	<p>男女共同参画推進条例 (相談の処理等) 第 13 条(人権侵害) ~ 適切に処理するものとする。 第 2 項(苦情) ~必要な 措置を講ずるものとする。 第 3 項 ~必要があると 認めるときは、佐賀県男 女共同参画推進審議会 の意見を聴くものとする。</p> <p>(男女共同参画推進員の 設置) 第 14 条 ~男女共同参 画推進員を置くことが できる。</p>	<p>・性別による差別的取扱い その他の男女共同参画を 阻害する要因による男女 の人権の侵害 ・県が実施する男女共同参 画施策又は男女共同参画 に影響を及ぼすと認められ る施策についての意見の 申出(苦情)(以上条例第 13 条)</p>	<p>男女共同参画推 進員(平成 14 年 4 月以降、県下 49 市町村に計 56 名の設置を検討 中)</p>	<p>① 人権の侵害に関する県民からの相談の申出の受付(関係相談機関への取り次ぎ) ② 県の男女共同参画施策について県民等からの意見の申出(苦情)の受付(県への通知) ③ 男女共同参画に関する啓発活動(以上条例第 14 条)</p>	<p>この他、県立女性センターに非常勤嘱託職員 2 名を配置(女性総合相談)、専門相談(法律・健康)</p>
長崎県	<p>男女共同参画推進条例 (相談等の処理) 第 13 条第 2 項 ~適切 に処理するものとする。 第 3 項 ~必要があると 認めるときは、長崎県男 女共同参画審議会の意 見を聴くものとする。</p> <p>第 13 条 ~関係機関と 連携し適切に処理するも のとする。</p>	<p>県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策又 は男女共同参画の推進に 影響を及ぼすと認められ る施策の苦情</p> <p>性別による差別的取扱い その他男女共同参画の推 進を阻害する要因による人 権侵害についての相談</p>	<p>県県民生活環境 部男女共同参画 室が窓口となり、 関係部署、関係 機関と連携する。</p> <p>県県民生活環境 部男女共同参画 室</p>		<p>条例は平成 14 年 4 月 1 日施 行</p>

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
熊本県	<p>男女共同参画推進条例 (苦情の処理等) 第 23 条第 3 項 ~第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備する。 第 3 項 ~必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第 23 条)</p>			<p>条例は平成 14 年 4 月 1 日に施行</p>
	<p>第 23 条第 4 項 ~第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するための相談員の設置等必要な体制を整備する。</p>	<p>第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為についての相談(条例第 23 条)</p>	<p>相談員の設置</p>	<p>関係機関と連携してその処理に努めるものとする。(条例第 23 条)</p>	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
大分県	<p>男女共同参画推進条例 (県民及び事業者からの申出等)</p> <p>第 15 条 ～適切な処理に努めるものとする。 第 2 項 ～必要があると認めるときは、大分県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>第 3 章 大分県男女共同参画審議会 (大分県男女共同参画審議会)</p> <p>第 20 条 ～大分県男女共同参画審議会を置く。</p> <p>(男女共同参画推進員)</p> <p>第 22 条 審議会に第 20 条第 2 号に規定する事項を専門的に調査させるため、男女共同参画推進員を置く。</p>	<p>・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出</p> <p>・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談</p> <p>・男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出(以上条例第 15 条)</p>	<p>県男女共同参画審議会</p> <p>男女共同参画推進員</p>	<p>申出に関し調査審議し、知事に意見を述べる(条例第 20 条)</p> <p>① 申出に関する専門的調査を行う(条例第 22 条)</p> <p>② 規則で定める場合には、調査結果に基づき、知事に意見を述べる。(条例第 22 条第 2 項)</p>	<p>・条例(案)を平成 14 年 3 月議会に上程中。</p> <p>・条例は平成 14 年 4 月 1 日施行予定。ただし、第 15 条及び第 3 章の規定は平成 14 年 6 月 1 日から施行予定。</p>

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
鹿児島県	男女共同参画推進条例 (県民等の申出) 第 15 条 ～適切に処理 するよう努めるものとし る。	県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策又 は男女共同参画に影響を 及ぼすと認められる施策に ついての申出(条例第 15 条)	県環境生活部男 女共同参画室が 窓口となり、関係 部署、関係機関 と連携する。		・平成 15 年度 に女性プラザ (仮称)を開設 予定
	男女共同参画推進条例 第 15 条 第 2 項～適切 に処理するよう努めるも のとする。	第 9 条に規定する行為そ の他の男女共同参画を阻 害する行為に関する申出 (条例第 15 条)	県環境生活部男 女共同参画室が 中心となり、既存 の各種相談窓口 で対応する。		
横浜市	男女共同参画推進条例 (相談の申出) 第 10 条 ～適切かつ迅 速に対応するものとし る。  (男女共同参画推進拠点 施設) 第 11 条 ～横浜市フォー ラム(横浜女性フォー ラム及びフォーラムよこは ま)を～支援するための 拠点施設とするものとし る。	性別による差別等男女共 同参画を阻害する要因に よる人権侵害(第 10 条)	男女共同参画相 談センター((財) 横浜市女性協会 が運営。横浜女 性フォーラム内 に設置。)	① 市長は、～ <u>必要があると認めるときは、調査を行う</u> ことができる。 ② 市長は、～ <u>必要があると認めるときは、関係者に</u> <u>対し要請又は指導を行うことができるものとする。</u> (以 上条例第 10 条) ③ 性別による差別等の相談 ④ 心とからだと生き方の総合相談	

都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
川崎市	男女平等かわさき条例 (男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済) 第7条 ~対応に努めるものとする。	性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例第6条)	市男女共同参画センター  人権オンブズパーソン	① 一般相談 ② 専門相談(法律、医療、DV)  ① 相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 ② 調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。 ③ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。 ④ 勧告、意見表明等の内容を公表すること。 ⑤ 人権に関する課題について意見を公表すること。 (以上川崎市人権オンブズパーソン条例第3条)	男女共同参画センターにおける相談事業の根拠は川崎市男女共同参画センター条例第3条(2)
	川崎市人権オンブズパーソン条例(一部を除き、平成14年4月1日から施行) 第1条 ~川崎市人権オンブズパーソンを置く。	男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例6条に規定)			
	(参考)川崎市市民オンブズマン条例 (目的及び設置) 第1条 川崎市市民オンブズマンを置く。	市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為(条例第2条)	市民オンブズマン	① 市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。 ② 事案を取り上げ調査すること。 ③ 是正等の措置を講ずるよう勧告すること。 ④ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。 ⑤ 勧告、意見表明等の内容を公表すること。(以上条例第3条)	



都道府県名	根拠となる条例	処理の対象	関係機関等	業務及び権限	備考
名古屋市	男女平等参画推進なごや条例 (苦情の処理) 第 20 条 ~名古屋市男女平等参画苦情処理委員を置く。	市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情(条例第 20 条)	市男女平等参画苦情処理委員	① 事案の調査及び処理 ② 市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、 <u>助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べる</u> ことができる。 (苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。(条例第 20 条))	条例は平成 14 年 4 月 1 日施行。ただし、第 20 条の規定は、規定で定める日から施行。
広島市	男女共同参画推進条例 (苦情の申出への対応) 第 12 条 ~適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 第 2 項 ~必要があると認めるときは、~広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。	男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(条例第 12 条)	男女共同参画室		

2. その他の都道府県・政令指定都市の取組及び取組予定の状況

(男女共同参画推進条例について検討中を含め、現時点において未制定の都道府県・政令指定都市)

都道府県・政令指定都市名	相談対応機関名等 (注1)	業務内容	苦情処理機関設置状況 (注2)	備考
岩手県	男女共同参画推進センター	一般相談(注3)	なし(条例検討中)	センターは、平成17年度設置予定
山形県	県男女共同参画センター	一般相談、専門相談	なし(条例策定中)	
栃木県	とちぎ女性センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
群馬県	県男女共同参画室	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
千葉県	県女性センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
福井県	県生活学習館	一般相談、専門相談	なし(条例策定中)	
長野県	県男女共同参画センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
岐阜県	県女性相談センター(県婦人相談所)	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
京都府	府女性総合センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
兵庫県	県女性センター	一般相談、専門相談	なし(条例策定中)	
高知県	こうち女性総合センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
宮崎県	県男女共同参画センター	一般相談、専門相談	なし	
沖縄県	(財)おきなわ女性財団	一般相談、専門相談	なし	平成7年に県行政オンブズマン制度が設置され、男女共同参画行政に関する事項も苦情処理の対象となっている。県本庁舎に行政オンブズマン相談室を設置している。
札幌市	市女性センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
仙台市	(財)男女共同参画財団	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
千葉市	市女性センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
京都市	(財)京都市女性協会	一般相談、専門相談	なし	
大阪市	男女共同参画センター	一般相談、専門相談	なし(条例検討中)	
神戸市	男女共同参画センター	一般相談、専門相談	なし	

都道府県・政令指定都市名	相談対応機関名等 (注1)	業務内容	苦情処理機関設置状況 (注2)	備考
福岡市	市女性センター	一般相談、専門相談	なし	
北九州市	市女性センター	一般相談、専門相談	なし(条例策定中)	

(注1) 相談機関が複数ある場合は、代表的な機関を明記している。

(注2) 苦情処理機関設置状況欄の「なし」は、苦情処理機関の設置をしていない、苦情処理の対応をしていない状況である。

また、(条例策定中)は現在、条例を策定中の地域、(条例検討中)は条例の策定を検討中の地域、(検討中)は苦情処理機関の設置を検討中の地域である。

(注3) 一般相談:主に出産・育児や心の悩みなど生活全般に関する相談、専門相談:法律や暴力に関する相談